

2008くらしのサポーター通信No.25

2008.6発行

ハイライト:

- 今月のテーマ : 契約を解消するために
- お知らせ : 消費者被害緊急情報
- 交流コーナー : コラム「十三～大和読みでは「とおあまりみっつ」～

契約を解消するために

私たち消費者は、日常生活の上において多種多様な契約をしています。例えば、物を買うのも、お金を借りるのも、クレジットカードを作るのもすべて契約です。通常、このような契約をするときは、自分の自由な意思に基づいて相手方と合意をしていますので、契約の内容を守ることは最低限のルールだとされています。

しかし、逆に言えば、自由な意思に基づかないで契約をしてしまったときは、「しまった。こんなはずではなかった。」「納得できないので契約をやめたい。」という気になることもあると思います。このような場合に契約がなかった状態にする制度があります。

民法では契約全般に関する一般的なルールが定められ、未成年者による契約、詐欺・脅迫によってさせられた契約は取消しができるようになっています。

対等な当事者間の取引を前提とする民法を補うルールとして定められている消費者関連法規に係る契約の解消の方法について、今一度、整理しましょう。

1 クーリング・オフ制度

訪問販売や電話勧誘販売みたいに、消費者が不意打ちを受けるような取引などでは、いったん契約をしてしまったら守らなければならないとするのは、消費者にとって酷な場合があります。

そこで、特定の取引に限って、契約締結後も一定期間、消費者に熟慮する余裕を与え、その期間内であれば一方的に契約を解消することができることとされています。これを、頭を冷やして考え直すという意味で「クーリング・オフ」といいます。クーリング・オフ期間は、消費者が契約をして、その内容を記載した書面を受け取った日から起算した一定期間とされています。

クーリング・オフをすれば初めから契約はなかったこととなります。このため、消費者は代金を払う必要はなく、支払い済みの場合は全額返還してもらえます。また、商品を受け取っている場合は、事業者の負担で引き取ってもらえます。

法律などでクーリング・オフ制度が設けられているのは下表の取引です。

なお、通信販売については、不意打ち性がないことから、クーリング・オフ制度は適用されません。

クーリング・オフの一覧

取引内容(根拠条文)	適用対象	期間
訪問販売 (特定商取引法第9条)	店舗外での指定商品・権利・役務の契約	8日間
電話勧誘販売 (特定商取引法第24条)	事業者からの電話での指定商品・権利・役務の契約	8日間
連鎖販売取引 (特定商取引法第40条)	マルチ商法による取引 店舗契約を含む。指定商品制なし	20日間
特定継続的役務提供	エステ・外国語会話教室・学習塾・家庭教師・パソコン教室・	8日間

(特定商取引法第48条)	結婚相手紹介サービスの継続的契約。店舗契約を含む。	
業務提供誘引販売取引 (特定商取引法第58条)	内職商法による取引 店舗契約を含む。指定商品制なし	20日間
クレジット契約 (割賦販売法第4条の4、29条の3の3、30条の2の3)	店舗外での、割賦販売法の指定商品・権利・役務のクレジット契約	8日間
宅地建物取引 (宅地建物取引業法第37条の2)	店舗外での宅地建物の取引 宅建業者が売り主となるもののみ。	8日間
海外商品先物取引 (海外先物取引規制法第8条)	店舗外での、指定市場・商品の海外商品先物取引	14日間
預託等取引契約 (特定商品預託法第8条)	指定商品の3か月以上の預託取引 店舗契約を含む。	14日間
投資顧問契約 (金融商品取引法第37条の6)	投資顧問契約 店舗契約を含む。	10日間
ゴルフ会員権契約 (ゴルフ会員権契約法第12条)	50万円以上のゴルフ会員権の新規販売契約 店舗契約を含む。	8日間
不動産特定共同事業契約 (不動産特定共同事業法第26条)	不動産特定共同事業契約 店舗契約を含む。	8日間
生命・損害保険契約 (保険業法第309条)	店舗外での契約期間1年を超える生命保険・損害保険契約	8日間
冠婚葬祭互助会契約 (業界標準約款)	冠婚葬祭互助会の入会契約 店舗契約を含む。	8日間

2 消費者契約法による取消し

消費者と事業者との消費者契約では、両者の間に情報量や交渉力に格差があるため、消費者が被害を受ける危険があります。情報量に格差があるため事業者のウソの説明を信じて契約をする場合があります。また、交渉力に格差があるため断っても押しつけられる場合があります。そこで、このような被害を救済するため、消費者契約法が制定され、契約の取消しができる場合について定めています。

取消事由としましては、①重要事項の不実告知、②断定的判断の提供、③不利益事実を告知しない行為、④不退去、⑤退去妨害があげられます。取消期間は、取消事由がやんでから6か月です。ただし、契約締結から5年経過すると取消しができなくなります。

クーリング・オフと違って、取消しの際には、無条件ではなく取消事由があることが必要です。ということが納得できないのか、事実関係や資料を整理して、取消事由は何かをはっきりさせましょう。

3 特定商取引法による取消し

特定商取引法は、6つの取引形態「訪問販売」「電話勧誘販売」「通信販売」「連鎖販売取引（マルチ商法）」「特定継続的役務提供（エステ、語学教室など）」「業務提供誘引販売取引（内職・モニター商法）」を規制の対象としています。これらの取引に関しては、年々悪質業者の手段が巧妙化するなど、苦情相談が深刻な事態となっているため、同法を数次にわたって改正し、規制が厳しくなっています。

特に、平成16年の改正では特定商取引法にも取消制度が導入されました。悪質商法によって被害を受けた消費者の救済を図るため、契約の勧誘に際して重要事項の不実告知や故意の不告知により、それを誤認して契約を結んでしまった場合は、説明と現実の違いを知った時から6か月間、取消ができることになっています。また、クーリングオフの妨害に対しては、クーリングオフの期間を延長できることとなっています。

くらしのサポーターの皆さんへ

消費者契約に関することでお困りの方が周りにいらっしゃる場合は、通信の情報を伝えていただくとともに、センターへ相談をおつなぎください。

交流コーナー

くらしのサポーターのみなさんの質問や情報をお待ちしています。

消費者被害緊急情報

1 医療費などの還付を騙った不審な電話にご注意ください。！！

行政機関の職員を名乗る者から医療費の還付があるといった電話がかかってきたという相談が多く寄せられています。

内容は、「医療費の還付があるので銀行のキャッシュコーナーへ行ってから、再度電話をするように」というものです。

キャッシュコーナーで電話をかけると、ATMの操作方法を教えられますが、教えられたとおり操作をすると、気づかないうちに相手の口座に現金が振り込まれているという手口です。

2 対処法

不審な電話を受けたときは、次のとおり対処するようにしてください。

(1) 市役所・町村役場などに確認を

お住まいの市町村の市役所・町村役場の健康保険担当部署に確認するようにしてください。

(2) 家族や友人にも相談を

このような電話を受けた場合は、すぐにキャッシュコーナーに向かうのではなく、家族や友人の方にも相談してください。

くらしのコラム

十三～大和読みでは「とおあまりみつつ」～

大阪に行ったときに「十三」を「じゅうさん」と読んで笑われた。「じゅうそう」と読むらしいのだが、その後も大阪へ行く度、駅の看板を見ても一呼吸おかないと正しくは読めない。

佐野昌一の『推理学校“虫食い算”大会』を知っている人は少ない。徳島出身の作家「海野十三」といえば多くの方に知られ、本は手に入らないが全集で読めるはずだ。

このペンネームの十三は、海野は麻雀の達人で、ある人が「勝つ秘訣は、技術ですか、運ですか」と問うと「運が十さ」と答えたからとか。また神道であったのでキリスト教の嫌う十三にしたとか、ラッキーナンバーが十三だったとか伝えられている。

くらしのサポーター 三原茂雄

くらしのサポーター担当者より

6月の中旬に特定商取引法の専門研修を受講してきました。業者に対する立入検査の方法ですとか、設定された事例に対しどのように処分するかグループで討議するなど、もりたくさんのメニューで、特商法を学ぶことができました。

消費者のために、悪質業者への厳正な行政処分の執行に向けて取り組むことへの思いを強くしました。